

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・愛媛弁護士会による

全国一斉

相談料  
無料

# 生活保護 ホットライン

生活に困っている方々の相談をお受けし、

生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、電話相談を実施します。

● 例えば、こんな相談に弁護士が対応します。

- ・ 生活保護基準の最高裁判決が出たことによって、どう変わりますか。
- ・ 物価高で、今の保護費では生活できない。
- ・ 申請書がもらえない。
- ・ 次の理由により申請が受け付けられない。

住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる等

- ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。

「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」

- ・ 保護費を“天引き”されている。

● 相談料はかかりません。



089-913-0136

2025年11月26日(水)

10:00～15:00

※当日のみの直通です。※通話料はご負担いただきます。※面談相談はできません。  
※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】 愛媛弁護士会 ☎089-941-6279  
(9:00～12:00、13:00～16:30)